## 群馬県 DV 被害者及び困難な問題を抱える女性に対する支援調整会議設置要領

(設置)

第1 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うことを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号。以下「困難女性支援法」という。)第十五条六項の規定に基づき、支援調整会議を設置する。なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「DV 防止法」という。)第五条の二に規定されている協議会について、これを兼ねることとする。

## (構成)

- 第2 支援調整会議は、次のとおりとし、別表に掲げる関係機関に属する者その他生活 こども課長又は女性相談支援センター所長が必要と認める者(以下「構成員」という。) をもって構成する。
- (1) 代表者会議(別表1)

DV 被害者及び困難な問題を抱える女性への支援体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う。

- (2) 実務者会議(別表2)
  - 個別ケースの支援方針の検討、支援対象者の実態把握等行う。
- (3) 個別ケース検討会議(別表3)
  - 一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所により自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方法を議論する。

### (会議の開催)

- 第3 支援調整会議は、生活こども部生活こども課長又は女性相談支援センター所長が主宰し、必要に応じて随時会議を開催するものとする。
- 2 生活こども部生活こども課長又は女性相談支援センター所長が必要があると認めたときは、会議に構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (守秘義務)

- 第4 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に 定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らし てはならない。なお、同項に違反して秘密を漏らした者は、困難女性支援法第23条 が適用となる。
  - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

## (会議の名称等の公表)

第5 DV防止法第五条の二第四項の規定及び令和五年内閣府令第五十九号第二条 に基づき、会議の名称及び構成員の名称(必要があると認めるときは、その全 部または一部についてその団体又は個人の数)をホームページにて公表する。

#### (庶務)

第6 支援調整会議の庶務は、生活こども部生活こども課又は女性相談支援センターに おいて処理する。

#### 附則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。

## 別表1<代表者会議>

前橋地方裁判所前橋家庭裁判所

前橋地方法務局

前橋地方検察庁

群馬労働局職業安定部職業安定課

群馬県健康福祉部健康福祉課

群馬県健康福祉部福祉局障害政策課

群馬県生活こども部児童福祉課

群馬県県土整備部住宅政策課

群馬県女性相談支援センター

群馬県教育委員会義務教育課

群馬県警察本部警務部広報広聴課犯罪被害者支援室

群馬県警察本部生活安全部人身安全対策課

前橋市市民部共生社会推進課

高崎市市民部人権男女共同参画課

伊勢崎市市民部人権課

館林市こども局子育て支援課

藤岡市健やか未来部子ども課

安中市市民環境部市民課

長野原町町民生活課

大泉町住民経済部住民課

母子生活支援施設 2団体

高崎市こども救援センター (高崎市あすなろ寮)

DV被害者等支援団体 5団体

ぐんま・ほほえみネット受託団体 3団体

群馬県医療ソーシャルワーカー協会

日本司法支援センター群馬地方事務所

群馬弁護士会

群馬県生活こども部生活こども課

## 別表2<実務者会議>

配偶者暴力相談支援センター会議	
民間シェルター会議	の各構成員
事例検討会議	(既存会議体で兼ねる)
地域定着支援事業情報交換会	

# 別表3<個別ケース会議>

県児童相談所
県保健福祉事務所
市町村女性保護・DV担当課
市町村こども担当課
市町村保育施設担当課
市町村生活保護担当課
市町村障害福祉担当課
市町村高齢福祉担当課
市町村国民健康保険担当課
市町村福祉医療担当課
市町村住民登録担当課
市町村公営住宅担当課
市町村教育委員会